

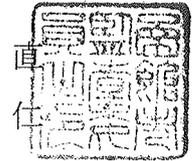


函館市監査公表第22号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年5月27日

函館市監査委員	山	田	潤	一
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	吉	田	崇	任
函館市監査委員	阿	部	善	一

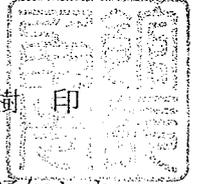


函 経 企
平成28年5月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹 印



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	経 済 部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成27年9月4日～平成27年11月16日	講評日	平成27年11月16日
調査対象事項名	小規模事業経営近代化促進指導事業補助金		
指 摘 事 項			
<p>上記補助金の補助対象経費は、函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項において「北海道小規模事業指導推進費補助金交付要綱（以下「道要綱」という。）に定める経営改善普及事業に要する経費」とされているところ、当該団体が提出した実績報告書に添付された収支決算書には「道要綱に定める補助対象経費の額」が補助対象経費として記載され、所管部局である経済部はこれを受理していたことから、要綱に則った適正な事務の執行を図られたい。</p>			
措 置 内 容			
<p>提出された実績報告書につきましては、これまでも担当課、庶務係を通じてチェックを行っておりましたが、ご指摘のとおり、補助対象経費が誤って記載された書類を受理していたところでございます。今後におきましては、今回の指摘事項を踏まえ、提出書類のチェック体制の強化を図り、要綱に則った適正な事務の遂行に努めてまいりたいと考えております。</p>			

函 経 企

平成28年5月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹 印



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	経 済 部		
監 査 の 種 類	定期監査・ 財政援助団体等監査 ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成27年9月4日～平成27年11月16日	講評日	平成27年11月16日
調査対象事項名	小規模事業経営近代化促進指導事業補助金		
監 査 意 見			
<p>補助金の額の確定および返還については、要綱第4条第1項において「補助金の額の確定は、交付決定通知書における補助対象経費に補助算定基準を乗じて得た額をもってする。ただし、実績報告書において補助対象経費の合計額が、交付決定通知書における補助対象経費の合計額に比べ10%以上減少した場合は、第2項により算出した額を返還するものとする。」としているが、「補助算定基準」によらず「市長が定める額」により交付決定を受けている団体に対する補助金の額の確定および返還については定めがないことから、規定の整備が必要であると思料する。</p>			
措 置 内 容			
<p>当該補助金交付要綱につきましては、監査意見のとおり、「補助金算定基準」によらず「市長が定める額」により交付決定を受けている団体に対する補助金の額の確定等の規定が明記されておらず、額の確定の根拠が明確でなかったことから、要綱を一部改正し、補助金の額の確定等の規定を整備するとともに、実績報告の規定も追加し、平成28年度から運用を開始したところでございます。</p>			